

AMT/NEWSLETTER

Banking & Finance - Insurance

2025 年 5 月 30 日

「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表

弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 津江 紘輝 / 弁護士 高野 聖也
監修 弁護士 出張 智己 / 弁護士 福田 直邦 / 弁護士 若狭 一行

Contents

- I. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の概要
- II. 顧客本位の業務運営の徹底に向けた改正項目
 1. 保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保
 2. 代理店手数料の算出方法適正化
- III. 顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境の実現の双方に資する改正項目
 1. 保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止
 2. 保険代理店に対する不適切な出向の防止
- IV. 健全な競争環境の実現に向けた改正項目
 1. 政策保有株式の縮減
 2. 保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し
- V. 情報漏えい事案に関連する改正項目
- VI. まとめに代えて

I. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の概要

損害保険市場における保険金不正請求事案¹や保険料調整行為事案²の発生を受け、2024 年 6 月 25 日、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)において有識者から提示された主な意見を整理した「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書(以下「有識者会議報告書」という。)

¹ 概要については、有識者会議第 1 回事務局説明資料(<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/siryou/20240326/siryou2.pdf>)2~7 頁及び損害保険業等 WG 第 2 回事務局説明資料(https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20241016/1.pdf)9~10 頁参照。

² 概要については、有識者会議第 1 回事務局説明資料(<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/siryou/20240326/siryou2.pdf>)8~11 頁参照。

³が公表された。その後、有識者会議報告書を受けて設置された金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」(以下「損害保険業等 WG」という。)における審議の結果がまとめられ、同年 12 月 25 日、「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書(以下「損害保険業等 WG 報告書」という。)⁴が公表された⁵。

さらに、保険代理店における情報漏えいや保険会社から保険代理店への出向者による情報漏えいを受けて、2025 年 3 月 24 日、金融庁から損害保険会社 4 社に対して業務改善命令が発出された⁶。これに続いて、個人情報保護委員会も、同年 4 月 30 日、当該 4 社に対して指導及び報告等の求めを行い、また保険代理店に対しても注意喚起を行った⁷。一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)も、同日、当該 4 社に対する指導を行った上で、すべての対象事業者に対して、個人情報保護法及び「損害保険会社に係る個人情報保護指針」⁸等の遵守について改めて要請を行った⁹。

有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書において『「保険会社向けの総合的な監督指針」の早急な改正に対する期待が示された』こと、及び「足元で発覚している情報漏えい事案への迅速な対応を図る」ために、金融庁は、2025 年 5 月 12 日、「保険会社向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」という。)の一部改正案(以下「監督指針改正案」という。)を公表した(意見募集期間:同年 6 月 13 日 17 時まで)¹⁰。その主な項目は以下のとおりである(下記の括弧書は、各改正項目に対応する提言や事案を指す)。

なお、下記②の代理店手数料の算出方法適正化を除き、損害保険分野に限定されておらず、生命保険分野もその対象とされていると思われる。

【顧客本位の業務運営の徹底に向けた改正項目】

- ① 保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保 (有識者会議報告書)
- ② 代理店手数料の算出方法適正化 (有識者会議報告書)

【顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境の実現の双方に資する改正項目】

- ③ 保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止 (有識者会議報告書)
- ④ 保険代理店に対する不適切な出向の防止 (有識者会議報告書)

【健全な競争環境の実現に向けた改正項目】

- ⑤ 政策保有株式の縮減 (有識者会議報告書)
- ⑥ 保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し (損害保険業等 WG 報告書)

【情報漏えい事案に関連する改正項目】

- ⑦ 顧客等に関する情報管理態勢の整備 (情報漏えい事案)

本ニュースレターでは、有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書の提言並びに情報漏えい事案が監督指針改正案にどのように反映されたかを解説する。なお、上記以外の有識者会議報告書で提言された内容や、損害保険業等

³ <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>

⁴ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf

⁵ 損害保険業等 WG 報告書に関する詳しい内容は、当事務所のニュースレター(2025 年 1 月 31 日号)を参照されたい。また、2025 年 3 月 7 日に国会に提出された保険業法の一部を改正する法律案(以下「改正保険業法」という。)に関する解説は、当事務所のニュースレター(2025 年 3 月 25 日号)を参照されたい。

⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250324/20250324.html>

⁷ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250430_02_houdou.pdf

⁸ <https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/individual/ctuevu0000005hsf-att/sonposhishin.pdf>

⁹ https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/g34l0i0000007g58-att/250430_01.pdf

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250512/20250512.html>

WG 報告書の内容等を踏まえた監督指針の更なる改正については、「引き続き、検討を行っていく予定」であるとされており、今後の動向を引き続き注視する必要がある。

参考までに、以下は、有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書による提言の主な内容及び予想される今後の改正等¹¹を示した一覧である(今回公表された監督指針改正案で対応されている提言項目は太字・下線のものである。)。ただし、今後の改正動向次第で流動的な部分があり得る点は留意いただきたい。

	提言項目	提言箇所	改正箇所
顧客本位の業務運営の徹底	大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 ・ 規制の対象となる大規模乗合代理店の特定 ・ 保険金関連事業(自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払を受けることで利益を得られる事業をいう。以下同じ。)を兼業する大規模乗合代理店への対応 ・ 大規模乗合代理店に求める体制整備のあり方等 ・ 大規模乗合代理店以外に関する事業報告書の記載項目の拡充	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・監督指針・協会ガイドライン等 ¹²
	乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	府令・監督指針・協会ガイドライン等 ¹³
	保険会社による指導等の実効性の確保等	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令・ 監督指針 ・協会ガイドライン等 ¹⁴

11 損保協会により、ガイドラインの策定予定等が「お客さま・社会からの信頼回復に関する損保協会の取組み」と題するウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>)(以下「損保協会特設サイト」という。)において公表されている。なお、本ニュースレターの本文記載の一覧に示した取組みのほか、損保協会は、「募集コンプライアンスガイド」(情報管理版)の策定、会員会社向けコンプライアンスセミナーの開催、損害保険会社に係る個人情報保護指針に基づく対象事業者 4 社に対する指導及び全ての対象事業者に対する個人情報保護法及び「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等の遵守についての要請、といった個人情報保護法等遵守態勢の整備のための取組みその他の取組みを実施している。

12 損保協会により、2024 年 12 月 26 日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g3410i0000005bfu-att/241226_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf

また、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「兼業代理店向けの利益相反管理方針(ひな型)を策定する」ことを検討中であるとのことである。

その他、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、募集人資格制度の見直しのため、①損保協会が運営する募集人資格制度の高度化に向けた、継続教育の観点からの制度の充実、②損保協会が運営する募集人資格制度の厳格化に向けた、損保一般試験の難易度の見直し、③募集人向けの法令等遵守責任者資格の創設を、現在検討中である。

13 損保協会により、2024 年 12 月 26 日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g3410i0000005bfu-att/241226_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf

また、損保協会により、2024 年 12 月 18 日、「自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント」と題するウェブサイトが公表されている。

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html>

さらに、損保協会により、2025 年 4 月 25 日、乗合代理店における保険加入時の消費者の意向や認識を把握することを目的に実施された消費者アンケートの実施結果が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/pdf/enquete_250425.pdf

14 損保協会により、2023 年 11 月 30 日、「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改訂版が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i0000000e64-att/231130_03.pdf

提言項目		提言箇所	改正箇所
	損害保険分野における自主規制のあり方の整理(保険代理店の業務品質の第三者評価枠組み等)	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	協会ガイドライン等 ¹⁵ ※自主規制機関の設置は見送り
	<u>代理店手数料ポイント制度</u>	有識者会議報告書	<u>監督指針</u> 、協会ガイドライン等 ¹⁶
	<u>保険代理店等に対する便宜供与の適正化</u>	有識者会議報告書	<u>監督指針</u> 、協会ガイドライン等 ¹⁷
	<u>保険代理店への出向等の適正化</u>	有識者会議報告書	<u>監督指針</u> 、協会ガイドライン等 ¹⁸
	入庫紹介の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ¹⁹
健全な競争環境の実現	共同保険のビジネス慣行の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 ²⁰ ・公正取引委員会 ²¹

https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/shiharai_guideline.pdf

また、損保協会により、2024年9月19日、「修理工場向け写真撮影手引」が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g340i0000003yy6-att/240919_05.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919_chirashi_2.pdf

このほか、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、2025年2月、事故車の査定を実施するアジャスター向けに不正請求に関する知見を高めるための研修動画の提供を開始した。

- 15 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「第三者評価機関を設立・運営し、中立的な第三者による代理店業務品質評価を実施すること」を検討中とのことであり、損保協会により、2024年12月20日、「代理店業務品質に関する評価指針」(案)が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g340i00000057s5-att/241220_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/pdf/241220_betsu_3.pdf

その後2025年3月28日、その意見公募結果が公表され、2025年度からトライアル運用が開始される。本格運用は2026年度からを予定されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g340i00000075wa-att/250328_01.pdf

<https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/pdf/ikengaiyou.pdf>

- 16 損保協会により、2024年9月19日、「代理店手数料ポイント制度に関する基本的な考え方」が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g340i0000003yw2-att/240919_04.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919_chirashi_1.pdf

- 17 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g340i0000005bfu-att/241226_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf

また、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「保険会社向けの便宜供与にかかるガイドラインを新たに策定すること」及び「損保協会に過度な便宜供与にかかる通報窓口を新たに設置すること」を検討中であるとのことである。

- 18 損保協会により、2024年9月19日、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」(以下「損保協会出向ガイドライン」という。)が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g340i0000003yrf-att/240919_02.pdf

https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/syukousya_guideline.pdf

- 19 損保協会により、2023年11月30日、「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」の改訂版が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g340i0000000e64-att/231130_03.pdf

https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/shiharai_guideline.pdf

- 20 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、各保険会社の保険料率を統一せず、共同保険を組成する「ディファレンシャル方式」の手順書を策定し、2025年3月に会員各社に周知したほか、シンジケートローンを参考にした「アレンジャー方式」の実現に向けた検討を行うとのことである。

- 21 公正取引委員会により、2024年10月31日、「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」が公表され、独占禁止法遵守の周知徹底について金融庁及び損保協会に対して要請が発出されている。これを受けて、損保協会は、同日、「【協会長コメント】公正取引委員会からの要請を受けての対応について」を公表している。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html

提言項目	提言箇所	改正箇所
独占禁止法等遵守のための適切な法令等遵守態勢の確立	有識者会議報告書	(監督指針・)協会ガイドライン等 ²²
政策保有株式の縮減	有識者会議報告書	監督指針 ・協会ガイドライン等 ²³
損害保険会社における態勢の確保 ・ 適切な営業推進態勢の確保 ・ 適切な保険引受管理態勢の確保	有識者会議報告書	— ²⁴
保険仲立人の活用促進 ・ 媒介手数料の受領方法及び保証金制度の見直し ・ 保険代理店等との協業の見直し ・ 海外直接付保における保険仲立人の活用 ・ 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・ 監督指針
保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令・監督指針・協会ガイドライン等 ²⁵
企業内代理店に関する規制の再構築 ・ 特定契約比率規制の見直し	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	監督指針・協会ガイド

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa_betten1.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i0000004qka-att/241031_01.pdf

22 損保協会特設サイトによれば、損保協会により以下の各種施策が講じられているが、監督指針等の改正が行われる可能性も考えられる。

2023年12月15日、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改訂

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34i0i0000000jfi-att/231215_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/action_dokkinho.pdf

2024年2月27日、「募集コンプライアンスガイド」を改定

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/g34i0i00000001jak-att/240227_02.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/pdf/boshuguide_202402.pdf

2024年3月6日、「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の公表

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34i0i00000001vc4-att/240306_01.pdf

<https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/dokusen.pdf>

2024年10月17日、独占禁止法の遵守に向けた会員会社向けのセミナーの開催(継続実施予定)

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i00000004sld-att/241108_02.pdf

2024年10月21日、会員会社のガバナンス態勢強化に向けた、内部監査に関する会員会社向けのセミナーの開催

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i00000004qbn-att/241108_01.pdf

2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)の公表

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i00000005bfu-att/241226_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf

23 損保協会により、2024年9月19日に、「政策保有株式に係るガイドライン」(以下「損保協会政策保有株式ガイドライン」という。)が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i00000003ynm-att/240919_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/seisaku_guideline.pdf

24 有識者会議報告書において提言された「適切な営業推進態勢の確保」及び「適切な保険引受管理態勢の確保」に関する改正も今後進められる可能性があると考えられるが、どのような改正が行われるかは明らかではない。

25 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i00000005bfu-att/241226_01.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf

また、損保協会特設サイトによれば、損保協会により、損保協会に過度な便宜供与に係る通報窓口を新たに設置すること、保険会社向けの便宜供与にかかるガイドラインを新たに策定することが予定されている。

提言項目	提言箇所	改正箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険仲立人への特定契約比率規制の適用 ・ 「特別の利益の提供」の禁止の観点からの適正化 		ライン等 ²⁶
火災保険の赤字構造の改善等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業向け損害保険商品のモニタリングの高度化 ・ 火災保険参考準率の算出方法の見直し ・ 参考準率算出及び標準約款作成の対象となる保険種目の拡大 	損害保険業等 WG 報告書	告示 ²⁷ ・(監督指針)損害保険料率算出機構

II. 顧客本位の業務運営の徹底に向けた改正項目

有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書はいずれも、「顧客本位の業務運営の徹底」と「健全な競争環境の実現」の二つのテーマから構成されている。今回公表された監督指針改正案は、このうち「顧客本位の業務運営の徹底」に関して、有識者会議報告書の内容を中心に反映したものとなっている。「顧客本位の業務運営の徹底」のための施策の中には、「健全な競争環境の実現」にも関わるものと整理されたものもあるが、ここでは先に、「顧客本位の業務運営の徹底」にのみ関わるものから解説する。

1. 保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
<p>■ 損害保険会社においては、保険代理店における保険募集の適切性について、<u>代理店監査等を通じて検証し、必要に応じて改善を求めると、保険代理店の規模やそれに基づく保険会社の営業面への影響の大きさにかかわらず保険代理店に対する指導等が適切に行われるよう、保険募集管理態勢を再構築し、その実効性を確保するべきである。</u>(有識者会議報告書 6 頁)</p>	<p>● 保険会社における「適正な保険募集管理態勢の確立」(監督指針 II-4-2-1)の「(4)特定保険募集人等(特定保険募集人及び損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員をいう。…)の教育・管理・指導」に、以下の事項が追加。</p> <p>「<u>保険会社においては、営業面への影響の大きさにかかわらず、保険代理店における体制整備や保険募集等の適切性について、日常的な教育・管理・指導に加え、代理店監査等を通じて検証し、課題等が認められた場合には期限を定めて改善を求めると、保険代理店に対する指導等が適切に行われるよう、その実効性を十分に確保しているか。</u>」</p>

²⁶ 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「保険代理店経由で契約情報を取得する際の同意書フォーム(ひな型)を策定する」ことを検討中とのことである。

²⁷ 2025 年 4 月 1 日付で、「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件」及び「保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件」が公布・適用されている。これは、「昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、異常危険準備金の積立を促進するため、損害率の水準が同程度の保険種類における準備金残高について、一体的に管理することを認める等の改正を行うもの」である。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250401/20250401.html>

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
<p>■ 保険代理店に対する金融庁及び財務局のモニタリングについても、これまでは、人員の制約等により、一部の保険代理店に対するヒアリングや苦情分析にとどまっていたが、今般の事案を踏まえ、<u>損害保険会社による保険代理店に対する指導等の状況についても、損害保険会社や保険代理店への立入検査を通じて検証するなど、金融庁及び財務局によるモニタリングを強化すべきである。</u>(有識者会議報告書 6 頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じく「(4)特定保険募集人等(特定保険募集人及び損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員をいう。…)の教育・管理・指導」の「③「保険代理店等に対する監査について」ウに、以下の下線部分が追加。 「<u>監査等の手法として、代理店による自己点検のみに依拠することなく、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。</u>」 ● 「適正な保険募集管理態勢の確立」(監督指針 Ⅱ-4-2-1)に「(5)監督手法・対応」として、以下の事項が追加。 「<u>保険会社による特定保険募集人に対する指導等の状況については、保険会社に対する深度あるヒアリング等のオフサイトモニタリングを行うことや、必要に応じて法第 128 条に基づく報告を求めること、法第 129 条に基づく立入検査の実施を通じて把握することとする。その上で、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づき行政処分を行うものとする。</u>」

(1) 保険代理店への指導等のあり方

有識者会議報告書 6 頁における提言では、保険募集管理態勢の再構築のため、保険代理店の規模やそれに基づく保険会社の営業面への影響の大きさにかかわらず、代理店監査等を通じて検証し、必要に応じて改善を求めるといった指導等の適切な実施が求められていた。

監督指針改正案 Ⅱ-4-2-1(4)では、そのような提言を踏まえた記載が追加されており、日常的な教育・管理・指導に加え、代理店監査等を通じて、「営業面への影響の大きさにかかわらず」保険代理店の体制整備や保険募集等の適切性を検証することが求められている。そして、「課題等が認められた場合には期限を定めて改善を求める」など、保険代理店に対する指導等の実行性を「十分に」確保することが求められているため、従来の保険会社による保険代理店(特に大規模な保険代理店)への指導等のあり方が問われているといえる。

(2) 監査等の手法

監督指針改正案は、保険代理店に対する監査等の手法について、従前よりも踏み込んだ内容となっている。改正前の監督指針においては、保険代理店に対する「監査等」の一例として、「保険会社が主体となり、保険代理店に点検を行わせた上で、その結果を確認・検証する取り組み」も認められていた²⁸。

有識者会議報告書 6 頁では、保険代理店における保険募集の適切性について、「代理店監査等を通じて検証」し、必要に応じて改善を求めるなど、保険代理店に対する指導等が適切に行われるよう、保険募集管理態勢を再構築し、その実効性を確保することが提言されていたが、監督指針改正案 Ⅱ-4-2-1(4)③ウでは、より踏み込んで、保険「代理店による自己点検のみに依拠することなく」との記載が追加され、保険代理店による自己点検のみでは監査等のあり方として不十

²⁸ 2014 年 2 月 28 日付け『「保険会社向けの総合的な監督指針」及び『「保険検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について』(<https://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140228-2.html>)別紙 1 の 45 頁 1 番回答。

分であることが明確化されている。かかる監督指針改正案を踏まえ、代理店委託契約における監査に関する規定の見直しが必要になる場合もあると思われる。

(3) 当局によるモニタリング体制

有識者会議報告書 6 頁における、保険代理店に対する金融庁及び財務局によるモニタリングの強化の提言を受けて、監督指針改正案 II-4-2-1(5)では、監督手法・対応として、保険会社による特定保険募集人に対する指導等の状況のオフサイトモニタリングや報告徴求、立入検査が記載され、重大な問題が認められた場合における行政処分の可能性が明記されている。

(4) 損害保険業等 WG 報告書の提言箇所について

保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保に関して、損害保険業等 WG 報告書で提言されていた、保険金等支払部門と営業部門の分離等の措置²⁹については、改正保険業法に基づく整備府令において規定されることが見込まれている³⁰。また、保険会社による保険代理店に対する求償権行使に関する監督指針の改正案も、当該整備府令案と併せて公表されることが予想される。

2. 代理店手数料の算出方法適正化

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険会社においては、代理店手数料ポイント制度について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視する ・ 「業務品質」の具体的な指標について、<u>損害保険会社の事務効率化ではなく、顧客にとってのサービス向上に資するものとする</u> <p>ことを、関係者と議論し、検討していくこと。(有識者会議報告書 7 頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督指針改正案 II-4-2-14「代理店手数料の算出方法」が新設。 ● 代理店委託契約に基づき、損害保険会社と保険代理店との間の協議・合意により決定されている代理店手数料の算出方法について、「保険代理店に保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を阻害する不適切なインセンティブを与え、不適切な保険募集を誘引することがないように、以下の点に留意するとともに、こ

²⁹ 保険代理店に対する適切な管理・指導等が十分に機能するよう、以下の措置を求める必要があることが提言されていた(損害保険業等 WG 報告書 9 頁)。

- ・ 保険金関連事業を兼業する全ての保険代理店からの不正な修理費等の請求に対して、保険会社のけん制機能が適切に発揮されるよう、保険金等支払管理部門と営業部門を適切に分離。
- ・ 保険金関連事業を兼業する全ての委託先の保険代理店における、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、それを適切に管理する方針を策定・公表。
- ・ 「特定大規模乗合保険募集人」へ業務を委託する際、業務委託に関する方針を各保険会社において策定するとともに、「特定大規模乗合保険募集人」の法令等遵守態勢等を検証するための管理責任者を設置。

また、監督指針等において、保険会社に対して、(i) 求償権行使に関する考え方を整理することや、(ii) これに基づく全ての保険募集人に対する求償権の行使状況について、行使の有無の判断理由も含めて把握・管理することを求めるべきこと、また、業界における求償権行使の考え方を示したガイドラインの策定も含めて、保険会社の適切な管理・指導等により、保険募集人による違法又は不適切な保険募集を抑制していく必要があることも提言されていた(損害保険業等 WG 報告書 9 頁)。

³⁰ 改正保険業法の説明資料 1 頁において、「保険会社等に対して、自動車修理業などを兼業している特定保険募集人に関連して、顧客の利益が不当に害されないよう、業務の適切な管理その他の必要な体制整備を義務付け」ることが記載されている。その上で、「内閣府令において、保険金支払管理の適切性確保の観点から、兼業業務に係る損害保険代理店の上記の体制整備状況の監視や、保険金支払管理部門と営業部門の適切な分離等を規定する予定」との記載がある。

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/01/setsumei.pdf>

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
<ul style="list-style-type: none"> ● その際、代理店手数料ポイントの適切性確保に向けた動きを加速させるため、以下のような仕組みを設けることを検討することが望ましい。 ・ 第三者評価に係る仕組みにおいて、一定の評価基準が示される場合は、その内容と連動させる。 ・ <u>乗り合っている他の損害保険会社の手数料ポイントに追随することで保険代理店における業務品質の向上に向けたインセンティブを阻害することがないようにする。</u> ・ <u>損害保険会社において業務品質評価についての考え方を開示することや、保険代理店においても、特に大規模な保険代理店については、損害保険会社別の手数料総額等の開示を行う。</u>(有識者会議報告書 7-8頁) 	<p><u>これらの潜脱が防止されているか</u>」に留意すべきとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>損害保険会社による評価項目としては、「規模・増収率」に偏ることなく、「業務品質」を重視しているか。</u> (2) <u>業務品質評価の具体的な指標について、損害保険会社の事務効率化にとどまらず、顧客にとってのサービス向上や法令等遵守に資するものとなっているか。</u> (3) <u>乗合代理店におけるシェアの拡大・維持や、保険代理店の新設や乗合いの承諾を得るなどの営業上の目的で、他の損害保険会社の代理店手数料の割増引率に追随するなどの例外的な運用を行っていないか。</u> (4) <u>業務品質評価割合の考え方を開示しているか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● また、「代理店への手数料の算出に当たっては、保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を確保する観点から、<u>コンプライアンス上疑義のある事案の発生状況等を考慮しているか</u>」についても留意すべきとされている。

(1) 重視されるべき業務品質

有識者会議報告書 7 頁では、「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視することが提言され、その「業務品質」の具体的な指標については、損害保険会社の事務効率化ではなく、顧客にとってのサービス向上に資するものとするを、関係者と議論し、検討すべきことが提言されていた。監督指針改正案 II-4-2-14(1)及び(2)では、基本的に当該提言内容がほぼそのまま反映されている。ただし、有識者会議報告書 7 頁における提言内容と比較すると、監督指針改正案 II-4-2-14 (2)では、「法令等遵守に資するものとなっているか」という留意点が追加されている。

なお、監督指針改正案 II-4-2-14 において、代理店への手数料の算出にあたって、「コンプライアンス上疑義のある事案の発生状況等」を考慮することも求められている。これは、有識者会議報告書 7 頁脚注 9 において、「苦情や不祥事件届出等がどの程度発生しているのかということは反映されてしかるべき」と指摘されていたことを踏まえた記載だと思われる³¹。

(2) インセンティブ阻害要因の排除

有識者会議報告書 7 頁では、「乗り合っている他の損害保険会社の手数料ポイントに追随することで保険代理店における業務品質の向上に向けたインセンティブを阻害することがないようにする」ことが提言されていた。これを踏まえて、監督指針改正案 II-4-2-14(3)では、「乗合代理店におけるシェアの拡大・維持や、保険代理店の新設や乗合いの承諾を得

³¹ 損保協会が公表した「代理店業務品質に関する評価指針」の「代理店業務品質評価基準一覧【2025 年度版】」でも、「1. 顧客対応」 「(1)法令等遵守・顧客本位の業務運営・顧客最善利益義務」の評価項目において、「代理店とその役員、従業員が携わる業務全般の遂行において、法令等を遵守し...ているか」が主な着眼点とされている。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/quality/files/hyoka_kijun.pdf

るなどの営業上の目的で、他の損害保険会社の代理店手数料の割増引率に追随するなどの例外的な運用を行っていないか」に留意すべきことが記載されている。

(3) 業務品質評価割合の考え方の開示

有識者会議報告書 7～8 頁では、「損害保険会社において業務品質評価についての考え方を開示することや、保険代理店においても、特に大規模な保険代理店については、損害保険会社別の手数料総額等の開示を行う」ことが提言されていた。このうち手数料総額等の開示に関しては、損害保険業等 WG 報告書において見送られているが(損害保険業等 WG 報告書 8 頁)、業務品質評価割合の考え方の開示については監督指針改正案 II-4-2-14(4)に盛り込まれるに至っている。そのため、今後、損害保険会社としては、業務品質評価についての考え方に関して指針をウェブ上で公表するなどの対応を行うことが必要となり得るが、その際には、損保協会が公表した「代理店業務品質に関する評価指針」³²が今後参照されていくものと予想される。

(4) 潜脱防止

監督指針改正案 II-4-2-14 においては、以上のような業務品質重視の代理店手数料の算出方法に関して、「潜脱が防止されているか」という点についても留意すべきものとされているが、かかる潜脱防止のためにどのような態勢整備が求められるかは、必ずしも明らかではないと思われる。

III. 顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境の実現の双方に資する改正項目

有識者会議報告書では、「顧客本位の業務運営の徹底」に資するものとして、「保険代理店等に対する便宜供与の適正化」と「保険代理店への出向等の適正化」が提言され、その解消措置が提言されたが、これらは、同時に公正な競争環境を確保する観点からも講じられるべきことが提言されている(有識者会議報告書 15 頁)。そのため、これらの二つの提言は、顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境の実現のいずれにも資する改正項目として位置付けることができる。

1. 保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
【保険会社における態勢整備】	
<p>■ 損害保険会社は、顧客の適切な商品選択を確保する観点から、保険代理店等に対する便宜供与のうち、自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものを解消する必要がある。具体的には、<u>以下のような性質を有する便宜供与について、全てのケースにおいて確実に解消する必要がある。</u>(有識者会議報告書 9 頁)</p>	<p>● 監督指針改正案 II-4-2-12「保険代理店等に対する便宜供与」が新設³³。(1)「過度の便宜供与の防止」として、「保険会社が、保険代理店等³⁴に対して便宜供与を行い、その見返りとして保険募集人が当該保険会社の保険商品を優先的に推奨することによって³⁵、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されるおそれがある」</p>

³² https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i00000075wa-att/250328_01.pdf

³³ これに伴い、監督指針改正案 II-4-2-2「保険契約の募集上の留意点」の(17)「その他」③「その他」Aから「特定の保険募集人に対する過度の便宜供与」が削除されている。

³⁴ 「保険代理店等」とは、保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人や、その他保険会社による便宜供与が、特定の保険代理店に対する便宜供与として機能する相手方(具体的には、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者(親会社等)や保険代理店の主要な取引先を含む。)をいう(監督指針改正案 II-4-2-12(1)注 1)。

³⁵ 便宜供与の相手方が一の保険会社等に専属する保険代理店であっても、当該保険代理店の専属を維持する目的等をもって、過度の便宜供与を行うことがないよう、適切な措置を講じる必要があることも注記されている(監督指針改正案 II-4-2-12(1)注 2)。

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>便宜供与の実績に応じて、保険代理店における保険取引の調整が行われる場合(ニギリ)</u> ● <u>保険代理店等から物品等の販売数量の目標設定や購入数量の割当て等が行われる場合(ノルマ)</u> <p>上記の類型に該当しない保険代理店等に対する便宜供与であっても、その価格、数量、頻度等の要素を総合的に勘案した上で、「<u>実質的に</u>」自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものについては、<u>解消する必要がある</u>。この該当性は、個々の事案ごとに判断されるべきものではあるが、例えば、具体的には、以下のような行為が該当すると考えられる。(有識者会議報告書 8～9頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>明示的なノルマはないものの、他の保険会社の購入実績との比較を提示されるなど暗黙の購入圧力を背景として、数量等の報告やとりまとめを伴う物品等の購入等を損害保険会社の役職員等が斡旋する行為</u> ● <u>保険代理店が主催するイベント等において、損害保険会社の役職員等が保険業と関連性の低い役務を提供するかたちで参加・協力する行為</u> ● <u>保険代理店が主催するイベント等において、損害保険会社の役職員等が休日や業務時間外に参加・協力する行為</u> ● <u>本来は保険代理店等が負担すべき費用・業務を損害保険会社が負担する行為</u> <p>各損害保険会社において、<u>顧客の適切な商品選択を阻害し得る便宜供与を解消するための社内規程の策定等、実効的な態勢を整備することが重要である</u>。(有識者会議報告書 9頁)</p> <p>■ <u>その上で、損保協会においても、こうした解消すべき便宜供与についての解釈が損害保険会社間で異なることのないよう、明確かつ具体的な基準を含めたガイドラインを策定するとともに、各損害保険会社の取組状況を定期的にフォローアップする仕組みを構築していく必要がある</u>。また、この仕組みの実効性を確保する観点から、<u>損害保険会社の役職員等からの通報窓口を設置することも重要である</u>。(有識者会議報告書 9頁)</p>	<p>として、「<u>保険会社は、以下のとおり、保険代理店等に対する過度の便宜供与を防止する必要がある</u>」とされている。</p> <p>【①態勢整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険会社は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険代理店等に対する過度の便宜供与を防止するため、以下の措置を講じているか。</u> <p>ア. <u>過度の便宜供与の判断基準に係る社内規則等の策定</u></p> <p>イ. <u>上記ア. の社内規則等を踏まえた、営業部門等に対する適切な教育・管理・指導の実施及び便宜供与に係る意思決定や教育・管理・指導の実施に対するコンプライアンス部門等の適切な関与</u></p> <p>ウ. <u>保険代理店等に対して行っている便宜供与により、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていないかについて、リスクに応じた適切な頻度での内部監査及び保険代理店に対する監査の実施</u></p> <p>エ. <u>上記ウ. の監査結果に関する、取締役会等への報告及び当該監査結果を踏まえた取締役会等における評価・対応の検討</u></p> <p>オ. <u>顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていると認められる場合における、適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>なお、上記ア. ～オ. の実施にあたっては、営業部門等からの不当な介入が排除されている必要がある</u>(監督指針改正案 II-4-2-12(1)注 3)。 <p>【②過度の便宜供与に係る判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険会社が保険代理店等に対して行う便宜供与に関し、過度なものであるか否かについては、以下に基づき判断する。</u> <p>ア. <u>自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与</u> <u>保険代理店等に対する便宜供与のうち、以下のいずれかの要素を含むものについては、特に顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれが高いことから、過度の便宜供与に該当する。</u></p> <p>(ア) <u>便宜供与の実績に応じて、当該保険代理店や保険募集人である保険代理店の役員又は使用人において保険契約数や保険引受シェアの調整が行われる場合</u></p>

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
	<p>(イ) <u>保険代理店等から保険会社に対し、物品等の販売数量の目標設定や購入数量の割当て等が行われる場合</u></p> <p>イ. 実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記ア.のほか、保険代理店等に対する便宜供与が過度なものであるか否かについては、<u>当該便宜供与の趣旨・目的のほか、価格・数量・頻度・期間及びその負担者等を総合的に勘案しつつ、当該便宜供与によって生じ得る弊害の内容・程度を考慮し、社会通念に照らして妥当であるかによって判断する。</u> ➤ なお、判断は個別具体的に行われるべきであるが、例えば、以下の行為については、実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものとして、<u>過度の便宜供与に該当し得る。</u> <p>(ア) <u>保険会社の役職員が、保険代理店等から、他の保険会社の購入実績との比較を提示されるなど黙示の圧力を受けたことを背景として、自社の役職員に対し、数量等の報告やとりまとめを伴う物品の購入をあっせんする行為</u></p> <p>(イ) <u>保険代理店等が主催するイベント等において、保険会社の役職員等が保険業と関連性の低い役務を提供する形で参加・協力する行為</u></p> <p>(ウ) <u>保険代理店等が主催するイベント等において、保険会社の役職員等が休日や業務時間外に参加・協力する行為</u></p> <p>(エ) <u>本来は保険代理店等が負担すべき費用を保険会社が負担する行為、又は保険代理店等が自らの責任において行うべき業務に対し保険会社が役務を提供する行為</u></p> <p>(オ) <u>保険代理店等の求めに応じ、役務の対価としての実態がない又は保険会社若しくは保険代理店等において対価性の検証が困難な業務委託費、協賛金、商標使用料、広告費用等の金銭を拠出する行為</u></p>

有識者会議報告書における提言の内容	監督指針改正案の内容
<p>■ 金融庁も、業界から取組状況に関する報告を定期的に受けるなど、<u>適切に関与</u>する必要がある。(有識者会議報告書 9 頁)</p>	<p>● 監督当局は、保険会社に対し、上記に係る取組状況について、必要に応じて保険業法第 128 条に基づき報告を求める(監督指針改正案 II-4-2-12(2))。</p>
<p>【乗合代理店等における体制整備】</p>	
<p>(該当の提言なし)</p>	<p>● 監督指針改正案 II-4-2-9(6)が新設。「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が、保険会社等に対して過度の便宜供与を求めることは、当該保険募集人において、便宜供与の実績に応じて特定の保険商品を推奨する事態を誘発し、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがあるため、防止される必要がある」とされ、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、<u>比較推奨販売を行う場合には、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険会社等に対し過度の便宜供与を求めると及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じて、以下の措置を講じているかに留意するものとされている³⁶。</u></p> <p>ア. <u>過度の便宜供与に係る判断基準の社内規則等への規定</u></p> <p>イ. <u>上記ア. の社内規則等を踏まえた、保険募集人による保険会社等に対する便宜供与の要求及び受入れの制限に関する適切な教育・管理・指導の実施</u></p> <p>ウ. <u>保険会社等からの便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証</u></p> <p>エ. <u>上記ウ. の確認・検証結果を踏まえた、経営陣における評価・対応の検討</u></p> <p>オ. <u>自社の比較推奨販売への影響が生じていると認められる場合における、適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備</u></p> <p>● 監督指針改正案 II-4-2-9(10)において、以下の下線部分に実質的な改正が行われた。 「<u>保険募集人の体制整備の状況については、深度あるヒアリング等のオフサイトモニタリングを行うことや、必要に応じて法第 305 条に基づく報告を求めること、同条に基づく立入検査の実施を通じて把握する。その上で、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は第 307 条第 1 項に基づき行政処分を行うものとする。</u>」</p>

³⁶ なお、一の保険会社等に専属する保険募集人であっても、専属の維持の見返りとして、保険会社等に対し過度の便宜供与を求めること及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることがないよう、適切な措置を講じる必要があるともされている(監督指針改正案 II-4-2-9(6)(注))。

保険代理店等に対する過度な便宜供与の禁止について、保険会社側の態勢整備と保険代理店等側の体制整備双方に関する記載が追加されている。

(1) 保険会社における態勢整備

保険代理店等に対して行っている便宜供与により、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていないか、という観点から、保険会社に対しては、過度な便宜供与の判断基準となる社内規則等を策定した上で(監督指針改正案Ⅱ-4-2-12(1)①ア)、これが営業部門等(第1線)に適切に教育・管理・指導され、コンプライアンス部門等(第2線)が便宜供与に係る意思決定や教育・管理・指導の実施に適切に関与し(同イ)、第3線がリスクベースアプローチに基づいて内部監査及び代理店監査を行うことが求められている(同ウ)。そして、監査結果は取締役会等に報告され(同工)、適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備を行うことが求められている(同オ)。

ここでは、三線構造を意識した態勢整備と取締役会等の判断に基づく是正措置の実施が求められている。社内体制を構築する際に、特に個社ごとに検討を要するのは、第2線が便宜供与に係る意思決定にどのように関与するかという点であろう。また、代理店監査における、他の保険会社からの便宜供与に関する情報の取扱い等についても実務上検討を要すると思われる。

次に、過度の便宜供与に当たるか否かの判断基準については、有識者会議報告書9頁で提言されていた、いわゆる「ニギリ」や「ノルマ」については、その要素が含まれていれば即ち過度の便宜供与に該当する類型とされている(監督指針改正案Ⅱ-4-2-12(1)②ア)。

また、実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する類型については、社会通念に照らして総合考慮して、便宜供与の妥当性を判断することが求められている(同イ)。かかる類型については、一定の留意が必要な類型に関しては監督指針改正案に明記されるに至ったものの、有識者会議報告書8～9頁において提言されていた内容と基本的にほぼ同様であり、依然として不明確さが残る。また、有識者会議報告書8～9頁と比較すると、監督指針改正案Ⅱ-4-2-12(1)②イ(オ)において、「保険代理店等の求めに応じ、役務の対価としての実態がない又は保険会社若しくは保険代理店等において対価性の検証が困難な業務委託費、協賛金、商標使用料、広告費用等の金銭を拠出する行為」が追加されているが、「対価性の検証が困難」であるか否かという判断基準も不明確であると思われる。

この点、「日本損害保険協会においても、こうした解消すべき便宜供与についての解釈が損害保険会社間で異なることのないよう、明確かつ具体的な基準を含めたガイドラインを策定する」(有識者会議報告書9頁)こととされており、かかる監督指針改正案を踏まえて、新たなガイドラインが今後策定されることになっているため³⁷、より具体的な基準については、今後の損保協会の動向も注視する必要がある。

なお、過度な便宜供与の防止の対象となる「保険代理店等」とは、「保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人や、その他保険会社による便宜供与が、特定の保険代理店に対する便宜供与として機能する相手方(具体的には、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者(親会社等)や保険代理店の主要な取引先を含む)」をいうとされている点(監督指針改正案Ⅱ-4-2-12(1)注1)にも注意を要する。

³⁷ 損保協会「お客さまからの信頼を高めていくための募集コンプライアンスガイド—保険募集時等のコンプライアンス上の留意事項について—」19頁において、「損保協会では、こうした解消すべき便宜供与についての新たなガイドライン策定等を予定しています」との記載がある。

<https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/tuiho.pdf>

また、保険会社の態勢整備との関係で、便宜供与の相手方が一の保険会社等に専属する保険代理店であっても、当該保険代理店の専属を維持する目的等をもって、過度の便宜供与を行うことがないよう、適切な措置を講じる必要があるとされている点も注意を要する(監督指針改正案 II-4-2-12(1)注 2)。ただし、監督指針改正案は、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれをもって、保険会社の保険代理店等に対する過度の便宜供与の制限を設けようとしているものの、専属の保険代理店に対する便宜供与が顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがあるといえるのかは明らかではないように思われる。

(2) 乗合代理店等における体制整備

有識者会議報告書では提言されていなかったと思われるものの、乗合代理店においても、過度の便宜供与に係る判断基準の社内規則等への規定が求められている(監督指針改正案 II-4-2-9(6)ア)。その上で、当該社内規則等を踏まえた、保険募集人による保険会社等に対する便宜供与の要求・受入れ双方の制限に関する教育・管理・指導の実施(同イ)、保険会社等からの便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無について確認・検証(同ウ)が求められている。また、経営陣は当該確認・検証の結果を踏まえた、評価・対応の検討が求められ(同工)、適切な解消措置の実施や改善に向けた態勢整備を行うことが求められている(同オ)。

保険会社と比較すると、三線構造を意識した記載とはなっていないものの³⁸、過度の便宜供与に係る判断基準を社内規則等に規定した上で保険募集の現場にそのルールが浸透するよう指導等を行うことや、自社の比較推奨販売に与える便宜供与の影響を経営陣が把握した上でその判断に基づき是正が図られるべきことが共通している。

従来、保険代理店における社内規則は、その規模や特性に応じて、保険会社等のマニュアルやガイドラインを自らの社内規則等と位置付け、使用することも許容されていたため³⁹、過度の便宜供与に係る判断基準を規定した社内規則についても、保険会社から提供されたマニュアルやガイドラインを使用することが許容されると思われるが、乗合代理店の場合には、複数の所属保険会社から提供されたマニュアルやガイドラインについてどのように取り扱うかについてさらに個別の検討を要すると思われる。

また、監督指針改正案上、便宜供与が比較推奨販売に与える影響の確認・検証に関しては、どの程度の頻度で、どのような部署が行うのか、といった記載は特段見受けられないが、「自己の規模や特性に応じて」各社で検討することが想定されているものと考えられる。

なお、乗合代理店ではなく、一の保険会社等に専属する保険募集人であっても、専属の維持の見返りとして、保険会社等に対し過度の便宜供与を求めると及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることがないよう、適切な措置を講じる必要があるとされている点も注意を要する(監督指針改正案 II-4-2-9(6)(注))。

38 そもそも、全ての保険募集人において、必ずしも独立した内部監査部門による監査が求められるものではないと解釈されている(2015年5月27日付け『平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案』に対するパブリックコメントの結果等について)(<https://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150527-1.html>)別紙1の462~463番回答)。

39 前掲注38の別紙1の460番回答。

(3) 当局によるモニタリング体制

有識者会議報告書での提言を踏まえ、監督当局が、保険会社に対して、保険代理店等に対する過度の便宜供与の防止に関する取組状況について、必要に応じて保険業法第 128 条に基づき報告を求めることとなった(監督指針改正案 II-4-2-12(2))。また、これに加えて、保険募集人の体制整備の状況についても、監督当局が自らオフサイトモニタリングや立入検査を行う可能性が明記されることとなった(監督指針改正案 II-4-2-9(10))。これにより、今後、保険募集人への監督当局自身による監督体制が強まることが予想される。

2. 保険代理店に対する不適切な出向の防止

有識者会議報告書における提言の内容及び出向者事案の概要	監督指針改正案の内容
<p>【提言の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>出向等以外の便宜供与と同様に、その出向等の実績に応じて、保険代理店等における保険取引の調整が行われるものや、保険代理店の業務の中核的な役割を担う部署への長期にわたる出向等については、確実に解消する必要がある。</u>(有識者会議報告書 9 頁) ■ <u>「実質的に」自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものとして、例えば、社会通念に照らして、出向する役職員の人数や出向の期間が適切と認められない場合や、保険代理店から損害保険会社に支払う出向負担金の水準が一般的な慣行に照らして一定程度低い場合についても、これに該当する出向等は解消する必要がある。</u>(有識者会議報告書 10 頁) ■ <u>出向先が兼業代理店の場合、出向後に損害保険会社と利益相反が生じ得る業務に従事するといった、損害保険会社における利益相反管理の観点から不適切と考えられるケースも想定されるが、こうした出向等についても、解消する必要がある。</u>(有識者会議報告書 10 頁) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督指針改正案 II-4-2-13「保険代理店に対する出向」が新設。「(1) 不適切な出向の防止」では、保険代理店への出向には、過度の便宜供与と同様に顧客の適切な商品選択を阻害するおそれだけでなく、個人情報の保護に関する法律に抵触するおそれ等の特有の弊害を生じさせるおそれが存在することが指摘⁴⁰。 ● 監督指針改正案 II-4-2-13(2) 態勢整備」において、保険会社は、自社の役職員の保険代理店に対する出向に関して、その適切性を担保するため、以下の措置を通じて、保険代理店に対する不適切な出向を防止する必要があるとされている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 出向に係る方針等の策定 ② 出向方針等の策定に係る、取締役会等やコンプライアンス部門等の適切な関与 ③ 人事部門や営業部門等による、適切な出向施策の実施・出向者の管理 ④ コンプライアンス部門や内部監査部門による、上記③の適切性に係る検証・監査 ⑤ 必要に応じた出向方針等の見直しや改善に向けた態勢整備

40 具体的には以下の内容が指摘されている。

- ・ 保険会社が、保険代理店に対して自社の役職員を出向させ、保険募集に関する業務等に従事させることは、当該出向が過度の便宜供与として機能するなどにより、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引し、もって顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがある。
- ・ 保険代理店の顧客情報等(保険代理店が保険募集以外の事業を兼業している場合には、当該事業に係る顧客情報等を含む。)に接する機会のある出向者については、顧客情報等の不適切な共有を行う可能性があり、出向元保険会社の役職員が当該情報の共有を受けることを含め、個人情報の保護に関する法律、不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の法令に抵触するおそれや、法令に照らして不適切な行為となるおそれがある。
- ・ これらの問題点は、競合他社の顧客情報に接する機会のある乗合代理店への出向においては特に留意する必要がある。
- ・ 特定の保険代理店に対する出向者数、出向期間や出向先において従事する業務の内容等によっては、保険代理店としての自立を阻害するおそれや、保険会社における利益相反管理の観点から不適切なものとなるおそれがある。

有識者会議報告書における提言の内容 及び出向者事案の概要	監督指針改正案の内容
<p>■ 出向等についても、その他の便宜供与と同様に、<u>各損害保険会社において、代理店に対する出向等の適切性を確保するための態勢を整備することが重要である。</u> (有識者会議報告書 10 頁)</p>	<p>● 監督指針改正案 II-4-2-13「(3) 出向の適切性に係る留意事項」では、保険会社が、自社の役職員の保険代理店に対する出向⁴¹に関して、その適切性を判断・検証するに際して、<u>保険代理店の特性等に応じつつ、以下の①から④全ての点に照らして判断・検証しているかに留意すべきとされている</u>⁴²。</p>
<p>【出向者事案】</p>	<p>① 当該出向が、以下の点に照らし、<u>顧客の適切な商品選択の機会を阻害するものではないか。</u></p>
<p>■ 詳細については V を参照。</p>	<p>ア. 特定の保険代理店への出向が、<u>当該保険代理店における出向元保険会社のシェアの拡大等の営業推進として機能するなど、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれを有するものではないか</u>⁴³。</p> <p>● 例えば、<u>保険代理店に対する出向において、保険代理店が事業を営むために自ら負担すべき人件費や専門人材の育成又は確保に係る費用等を保険会社が肩代わりする場合には、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれが高くなるとされている</u>⁴⁴。</p> <p>イ. <u>保険募集に直接関与するなど、出向先において従事する業務の内容が、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれを有するものではないか</u>⁴⁵。</p>

41 ここでいう出向には、保険会社が属するホールディングス又は企業グループ(保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社をいう。)内の保険代理店への出向及び転籍を前提とした保険代理店への出向(役職員が転籍を前提とするものであることを認識し、当該保険代理店において業務への適性を判断するために必要な期間派遣される場合をいう。)は含まれないとされており、これらの保険代理店への出向にあたっては、顧客の適切な商品選択の機会が確保されているかのほか、個人情報の保護に関する法律等の法令に違反する又は法令に照らして不適切な顧客情報等の共有の防止が確保されているかにより、その適切性を判断・検証することが求められている(監督指針改正案 II-4-2-13(3)、同(3)注 1 及び注 2)。損保協会出向ガイドライン 4(1)①イ及びウにおいても、「出向目的」の要件として、「ホールディングスまたは企業グループ(親会社・子会社・親会社の子会社・持分法適用会社)内における人事異動」及び「社員のセカンドキャリアの形成(転籍を前提とするもの)」が掲げられていた。

42 一の保険会社等に専属する保険代理店への出向については、競合他社の顧客情報に接する機会が少ないこと等により、乗合代理店とは弊害が発現するリスクが異なることも踏まえつつ、その適切性を判断・検証することが求められている(監督指針改正案 II-4-2-13(3))。

また、保険会社の役職員が、自社に在籍したまま保険代理店における保険募集に関する業務等を代行する場合においても、①～④に準じた検討を行った上、その適切性を判断・検証し、不適切な事案が認められる場合には、解消するための措置を講じる必要があるとされている(監督指針改正案 II-4-2-13(3)注 3)。有識者会議報告書 9 頁においても、「出向以外にも、業界における長年の慣行として、保険会社の役職員が自社に在籍したまま、保険代理店におけるバックオフィス業務等を代行するというケースもある。」と指摘されており、出向と同様に適正化が提言されていた。

43 損保協会出向ガイドライン 4(1)においても、「顧客企業との関係強化や、保険契約の幹事・保険料シェアの維持獲得を目的とする出向は『顧客本位の業務運営の構築』に資さない出向であり、不可とする。」とされていた。

44 損保協会出向ガイドライン 4(2)①においても、「要員不足を補填するなど、単なる役務提供と見做され得る役割(各社から輪番で同一ポジションに出向するケース等を含む)」を担う出向は不可とされていた。また、同ガイドライン 4(5)においても、「出向目的に照らして適切な水準の出向負担金を出向先に請求する。」とされていた。

45 損保協会出向ガイドライン 4(2)②及び③においても、「保険契約の幹事や保険料シェアを決定する役割」や「代理店における保険及

有識者会議報告書における提言の内容 及び出向者事案の概要	監督指針改正案の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>営業企画部門など、保険募集に直接関与しない部門への出向であっても、保険募集方針の策定や取扱保険商品の選定、保険販売計画の企画・執行、保険募集人への特定商品に係る販売研修などに関与する場合には、出向元保険会社の保険商品を優先的に取り扱うなどの弊害が生じ得るため、このような業務に関与する場合には、出向先保険代理店に対し、取扱保険商品の選定に係る検討過程の検証や、決定過程に出向者を関与させないなど、不適切な影響を及ぼさないための措置を講じさせる必要がある。</u> ② <u>出向先の保険代理店において、出向者が顧客等の同意なく当該保険代理店の顧客情報等（保険代理店が保険募集以外の事業を兼業している場合には、当該事業に係る顧客情報等を含む。以下同じ。）を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないことを確保しているか。また、その実効性について定期的に検証されているか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>出向者の職務が、保険募集に直接関与しない職務であっても、顧客情報等に接する可能性があり、顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないように留意する。</u> ③ <u>当該出向が、出向者数や出向期間⁴⁶、出向先での業務内容、当該代理店の規模や特性等に照らし、出向先保険代理店の自立を阻害するものではないか。なお、出向先での業務内容に関しては、以下のア. 及びイ. に留意する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>出向先での業務内容が、教育・指導、体制整備の支援の範疇を超える場合、出向先保険代理店の自立を阻害するおそれがあることに留意する⁴⁷。</u>

び保険に関するソリューションの提案(提案する保険会社の選定を含む)や保険募集実務を専ら担う役割)を担う出向は不可とされていた。

46 損保協会出向ガイドライン 4(3)及び(4)においても、「出向目的に照らして適切な人数とする。」「出向目的に照らして適切な期間とする。」とされていた。

47 損保協会出向ガイドライン 4(1)②ア及びイにおいても、「出向目的」の要件として、「代理店の内部管理体制強化をはじめとする顧客本位の業務運営の構築」及び「出向先のリスクマネジメント態勢整備・高度化」が掲げられていた。

有識者会議報告書における提言の内容 及び出向者事案の概要	監督指針改正案の内容
	<p>イ. <u>営業企画部門や法令等遵守態勢の整備を担う部門など、保険代理店の業務の中核的な役割を担う部署への長期にわたる出向は、当該保険代理店の自立を阻害するおそれがあることに留意する。</u></p> <p>④ <u>保険金関連事業⁴⁸を兼業する保険代理店に対する出向であって、修理費の算出等の保険金請求に関わる部門の業務に従事する場合など、当該出向が、保険会社における利益相反管理の観点から不適切なものではないか⁴⁹。</u></p>

(1) 出向に係る態勢整備

有識者会議報告書 9～10 頁では、①保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止と同様に、確実に解消すべき出向類型(その出向等の実績に応じて、保険代理店等における保険取引の調整が行われるものや、保険代理店の業務の中核的な役割を担う部署への長期にわたる出向等)と、②「実質的に」自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する類型(例えば、社会通念に照らして、出向する役職員の人数や出向の期間が適切と認められない場合、保険代理店から損害保険会社に支払う出向負担金の水準が一般的な慣行に照らして一定程度低い場合)に整理されており、その上で、これらを解消すべきことが提言されていた。また、有識者会議報告書 10 頁では、③出向先が兼業代理店の場合、出向後に損害保険会社と利益相反が生じ得る業務に従事するといった、損害保険会社における利益相反管理の観点から不適切と考えられるケースも想定されるが、こうした出向等についても解消する必要があることが提言されていた。そして、これらを踏まえて、保険代理店に対する出向等の適切性を確保するための態勢を整備すべきことも提言されていた。

監督指針改正案 II-4-2-13(2)では、かかる提言を踏まえて、保険会社の態勢整備に際し、出向に係る方針等を、取締役会等やコンプライアンス部門等が適切に関与した上で策定することが求められている。その上で、人事部門や営業部門等の第 1 線によって適切な出向施策を実施し、出向者を管理しつつ、第 2 線のコンプライアンス部門や第 3 線の内部監査部門によって、第 1 線の出向施策や出向者管理の適切性について検証・監査を行うこと、必要に応じて出向方針等を見直し、改善に向けた態勢整備を進めていくことが求められている。ここでも、保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止と同様に、三線構造を意識した態勢整備が求められている。

なお、保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止と異なり、保険代理店「等」への出向については、態勢整備の対象とされていないように見受けられる⁵⁰。

(2) 出向の適切性の判断基準

出向の適切性の判断基準については、監督指針改正案 II-4-2-13 において、保険代理店の特性等に応じつつ、「(3) 出向の適切性に係る留意事項」中の前記①から④の全ての点に照らして「判断・検証」していることが求められている。①で

⁴⁸ 監督指針改正案上、定義されていないように見受けられる。

⁴⁹ 損保協会出向ガイドライン 4(2)①においても、「保険金等の支払いにより出向先が利益を得るなど、保険会社と利益相反が生じ得る実務を担う役割」を担う出向は不可とされていた。

⁵⁰ ただし、前掲注 10 の金融庁によるパブリックコメントの募集ページにおいては、「保険代理店等に対する不適切な出向の防止」と記載されている。

は出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれの程度を、②では出向先の保険代理店における顧客情報等の管理の状況を、③では出向先保険代理店の自立の阻害のおそれの程度を、④では保険金関連事業を兼業する保険代理店への出向の場合における利益相反管理の観点からの適切性を、それぞれ考慮することを求められている。

損保協会出向ガイドラインが先行して公表されていたこと等もあり、実務では監督指針改正案の公表に先行して保険代理店への出向を見直す動きがあったが、監督指針改正案を踏まえて改めて検討を要する点がないかの精査が必要となる場合もあり得る。具体的には、監督指針改正案 II-4-2-13(3)②「出向先の保険代理店において、出向者が顧客等の同意なく当該保険代理店の顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないことを確保しているか。」という点は、必ずしも損保協会出向ガイドラインでは考慮されていなかった観点であると思われる⁵¹。

なお、上記監督指針改正案II-4-2-13(3)②については、後述の出向者事案の発生を踏まえたものであると考えられるものの、保険会社が保険代理店に対して出向者を送り出すにもかかわらず、その出向者が出向先の保険代理店の顧客情報等を顧客等の同意なく当該保険会社に共有することのない態勢を、当該保険代理店が構築しているかを、当該保険会社に評価させるという点で、やや分かりにくい構成となっているように見受けられる。この点について、具体的にどのような対応が求められるかは明らかではない。

また、一の保険会社等に専属する保険代理店への出向については、競合他社の顧客情報に接する機会が少ないこと等により、乗合代理店とは弊害が発現するリスクが異なることも踏まえつつ、その適切性を判断・検証することが求められることに留意が必要である(監督指針改正案 II-4-2-13(3))。専属の保険代理店に関しては、比較推奨販売が想定されないことを踏まえると、「(3) 出向の適切性に係る留意事項」中の前記②から④が中心的な論点になるものと推察される。

加えて、保険会社の役職員が、自社に在籍したまま保険代理店における保険募集に関する業務等を代行する場合においても、「(3) 出向の適切性に係る留意事項」中の前記①から④に準じた検討を行った上、その適切性を判断・検証し、不適切な事案が認められる場合には、解消するための措置を講じる必要があるとされていることにも留意が必要である(監督指針改正案 II-4-2-13(3)注3)。

IV. 健全な競争環境の実現に向けた改正項目

健全な競争環境の実現に関連する内容が、前記Ⅲの内容に加えて監督指針改正案に盛り込まれている。その内容を大別すると以下の二つに分けられる。

1. 政策保有株式の縮減

提言の内容	監督指針改正案の内容
■ 政策保有株式の縮減について、大手損害保険会社4社から、政策保有株式の縮減に向けた業務改善計画が提出されたが、今後、金融庁として同計画をフォローアップする	● 監督指針改正案 II-4-12「政策保有株式の縮減」が新設。「保険市場においては、政策保有株式が公正な競争を阻害する要因となり得ることを踏まえ、保険会

⁵¹ ただし、損保協会が2025年3月28日に公表した「募集コンプライアンスガイド」(情報管理版)1頁において「保険会社等からの出向者についても、代理店の一員として情報管理を徹底してください。」と記載されていた。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g3410i00000077ro-att/250328_03.pdf

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/joho_202503.pdf

提言の内容	監督指針改正案の内容
<p>必要がある。その際には、例えば、<u>本来は政策保有目的で保有しているにもかかわらず、純投資に区分されるなどして、実質的に政策保有株式の保有が継続することのないよう、金融庁が適切にモニタリングすることが重要。</u> (有識者会議報告書 15 頁)</p>	<p>社は<u>以下の点を重視して、コンプライアンス上問題となり得る行為を防止する態勢を構築すべきである</u>」として、下記の主な着眼点が列挙されている。なお、「<u>政策保有株式のほか、保険シェアを獲得することを意図した預金協力や融資も、政策保有株式と同様に、公正な競争を阻害する要因となり得ることに留意する</u>」こととされている⁵²。</p> <p>① <u>保険会社は、政策保有株式(非上場株式を含む)について、早期に縮減する方針を定めているか。特に、上場株式については、明確な年限を定めて縮減する方針を定めているか</u>⁵³。</p> <p>② <u>実質的な政策保有株式の保有継続につながらないよう、純投資と政策保有の区分の考え方、業務資本提携に付随した出資等について、企業内容等の開示に関する内閣府令等を踏まえ、開示や関係者への説明等の十分な対応を行っているか</u>⁵⁴。</p> <p>➤ <u>政策保有株式は、業務資本提携に付随した出資の場合等、一律にその保有が否定されるものではないが、その保有の合理性を投資者等が判断できるよう、開示等を行うことが重要。</u></p>

有識者会議報告書 15 頁では、金融庁として、大手損害保険会社 4 社による政策保有株式の縮減に向けた業務改善計画をフォローアップする必要があること、その際には、例えば、本来は政策保有目的で保有しているにもかかわらず、純投資に区分されるなどして、実質的に政策保有株式の保有が継続することのないようにすべきことが提言されていた。

監督指針改正案 II-4-12(2)①では、政策保有株式の縮減に関して、非上場株式も含めて、早期に縮減する方針を定めていることと、上場株式の場合には明確な年限を定めて縮減する方針を定めていることが求められている。金融庁としては、これにより策定された方針に基づいてモニタリングを行っていくことを予定していると考えられる。

⁵² 損保協会政策保有株式ガイドラインの「1. はじめに」においても、「保険シェアを獲得することを意図した預金や融資等についても、保険市場において公正な競争を阻害する要因となり得るため、これらの行為も同様に適正化が必要である。」とされており、同ガイドライン「3. 政策保有株式等に係る基本的な考え方」(3)においても、「同様に公正な競争を阻害する要因となり得る、預金協力等その他の行為は行わない。」とされていた。

⁵³ 損保協会政策保有株式ガイドラインの「3. 政策保有株式等に係る基本的な考え方」(2)においても、「現存する政策保有株式(非上場株式を含む)は、早期になくすべく残高縮減に努める。特に上場株式については、明確な期限を定めて保有をゼロにする方針を定める。」とされていた。

⁵⁴ 損保協会政策保有株式ガイドラインの「3. 政策保有株式等に係る基本的な考え方」(4)においても、「投資株式を保有目的に応じた投資区分に適切に分類し、その開示にあたっては企業内容等の開示に関する内閣府令等に基づき、具体的かつ十分な説明を行う。」とされていた。

また、監督指針改正案 II-4-12(2)②では、実質的な政策保有株式の保有継続につながらないようにするための対応についても記載されている。「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」⁵⁵A5-19-3-2によれば、「純投資目的」とは、「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすること」をいい、「例えば、当該株式の発行者が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」と解されている。一方、政策保有株式は、損保協会政策保有株式ガイドラインによれば、「保険取引先との関係の維持・強化を目的として安定保有する株式」であり、「保険代理店が発行する株式、及び保険取引先(保険代理店を含む)の親会社・子会社株式等を含む、保険市場において公正な競争を阻害する要因となり得る株式」である旨説明されている。実質的な政策保有株式の保有継続につながらないようにするための対応については、同ガイドライン「3. 政策保有株式等に係る基本的な考え方」(5)及び(6)も参考になると思われる。

なお、監督指針改正案 II-4-12 は、同(1)の冒頭では「損害保険業界においては…」と記載されているが、その後は「保険会社は…」と記載されており、損害保険会社に限定されない記載ぶりとなっている。

2. 保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し

提言の内容	監督指針改正案の内容
<p>■ 現行の監督指針上、保険仲立人は、保険契約の締結の媒介に関する手数料の全額を保険会社等に請求し、顧客に請求してはならないとされている。しかし、保険仲立人は、顧客から委託を受けて、その顧客のために保険契約の締結の媒介を行う者であるところ、その対価を顧客から受け取ることは認められるべきであり、<u>保険仲立人が保険会社だけでなく顧客からも手数料を受領できるように見直す</u>べきである。(損害保険業等 WG 報告書 12 頁)</p> <p>■ 顧客からも手数料を受領できるようにした場合、保険仲立人が、顧客と保険会社の双方から手数料を受領することも考えられるが、顧客が手数料の総額を把握していなければ、必要以上の保険調達コストを負わされかねないため、顧客の利益が害されないよう一定の措置を講ずるべきである。具体的には、<u>保険仲立人は顧客に対して、手数料を、保険会社から全額受領するか、顧客から全額受領するか、顧客と保険会社の双方から受領するかをあらかじめ</u></p>	<p>● 監督指針改正案 V-4-4「顧客との関係」が改正され、(1)「再保険契約以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求方法」と(2)「手数料等以外に受領するサービスの対価」⁵⁶に分けて記載。</p> <p>【再保険契約以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求方法】</p> <p>● 以下の二類型を記載。</p> <p>① 企業分野の保険契約⁵⁷の締結の媒介に係る手数料等の請求</p> <p>② 企業分野以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求</p> <p>【①企業分野の保険契約の締結の媒介】</p> <p>● 保険仲立人は、企業分野の保険契約の締結の媒介に関する手数料等について、顧客や引受保険会社等に請求を行うにあたっては、<u>以下のいずれの事項も遵守しているか</u>に留意する。なお、保険仲立人が、顧客に対して手数料等を請求する場合にあたっては、例えば、保険契約の媒介に</p>

⁵⁵ https://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/250221_kaiji.pdf

⁵⁶ ただし、(2)「手数料等以外に受領するサービスの対価」の改正は、(1)「再保険契約以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求方法」の改正に伴う、形式的な字句の修正等にとどまる内容であると思われる。

⁵⁷ 「企業分野の保険契約」とは、保険契約者及び被保険者が事業者の保険契約を指し、事業活動に起因して生じた損害を填補する第二分野の保険においては、被保険者が当該保険契約者の役員である場合を含むが、当面の間、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)及び地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)に基づく保険契約が除かれている(監督指針改正案 V-4-4(1)①注)。

提言の内容	監督指針改正案の内容
<p><u>め説明</u>することが適切である。また、<u>保険会社から手数料を受領する場合、保険仲立人は、顧客に対して保険会社から受領する手数料の額又は保険料に占める割合等をあらかじめ開示</u>することが適切である。なお、顧客と保険会社の双方から受領する場合は、顧客が必要以上のコストを負わないようにするため、<u>保険仲立人は、保険会社に対しても顧客から受領する手数料の額を開示</u>することが望ましい。(損害保険業等 WG 報告書 12～13 頁)</p> <p>■ <u>ただし、このように一定の顧客保護の措置を講じたとしても、個人顧客との間には情報の非対称性等から生じる交渉力の優位性が総じて残りやすいことを踏まえると、顧客からも手数料を受領できるように見直しを行うのは、まずは企業向け保険のみを対象とすることが適切である。その上で、今後、保険仲立人の参入による少額・リテール市場の活性化も想定されることや、顧客に対する一層の誠実義務が果たされ顧客保護意識が向上していくと期待されることを踏まえると、中期的には、個人顧客も対象から排除しない方向で検討を継続することが適切である。</u>(損害保険業等 WG 報告書 13 頁)</p>	<p>係るコストを大幅に下回る手数料等を設定するなど、不当な競争を招くおそれが生じないよう留意する必要がある。</p> <p>ア. 保険会社等にのみ手数料等を請求する場合</p> <p>(ア) 保険仲立人は、<u>顧客の求めに応じて、顧客に対して、当該保険契約の引受保険会社等から受領する手数料等の金額又は保険料に占める割合を開示しているか。</u></p> <p>(イ) 保険仲立人は、顧客に対して、当該保険仲立人と保険会社等又は保険持株会社との間で人的・資金的関係又は利害関係がある場合には、その旨をあらかじめ開示しているか。</p> <p>イ. 顧客及び保険会社等の双方に手数料等を請求する場合</p> <p>保険仲立人は、ア. (ア)及び(イ)に加えて、顧客が保険会社に対して支払う保険料を適切な水準にする観点から、以下の事項を遵守しているかに留意する。</p> <p>(ア) 媒介業務に係る契約の締結前に、顧客に対し、顧客及び保険会社等の双方に手数料等を請求することを説明しているか。</p> <p>(イ) 保険会社において保険料を決定する前に、保険会社等に対しても、適切な方法により顧客から受領する手数料等の金額を開示しているか。</p> <p>〔②企業分野以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求〕</p> <p>● <u>個人顧客との間には情報の非対称性等から生じる交渉力の優位性が総じて残りやすいことを踏まえ、当面の間、上記の手数料等の請求方法については、企業分野の保険契約のみを対象とし、これ以外の保険契約については、保険仲立人は、手数料等を、保険会社等に請求するものとする。</u></p>

損害保険業等 WG 報告書 12～13 頁では、企業向け保険のみを対象としつつ、保険仲立人は、保険会社だけでなく顧客からも保険契約の締結の媒介に関する手数料を受領できるように見直すべきことが提言されていた。その際、保険仲立人は顧客に対して、手数料を、保険会社から全額受領するか、顧客から全額受領するか、顧客と保険会社の双方から受領するかをあらかじめ説明すること、保険会社から手数料を受領する場合には、保険仲立人は、顧客に対して保険会社から受領する手数料の額又は保険料に占める割合等をあらかじめ開示すべきこと、顧客と保険会社の双方から受領する場合は、顧客が必要以上のコストを負わないようにするため、保険仲立人は、保険会社に対しても顧客から受領する手数料の額を開示すべきことが提言されていた。

監督指針改正案 V-4-4(1)では、再保険契約以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求方法について、企業分野の保険契約とそれ以外の保険契約に区別した上で、後者については「当面の間」保険会社等に手数料等を請求するものとしつつ、前者についても基本的には損害保険業等 WG 報告書における提言内容を反映した改正が行われているように見受けられる。

ただし、再保険契約以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等を保険会社等にも請求する場合における、当該保険契約の引受保険会社等から受領する手数料等の金額又は保険料に占める割合の開示は、「顧客の求めに応じて」行うという限定がなされている(監督指針改正案 V-4-4(1)①ア)。

また、損害保険業等 WG 報告書では、保険仲立人は、顧客から手数料等を全額受領することも想定されていたが、監督指針改正案 V-4-4(1)においては、顧客から手数料等を全額受領する場合において留意すべき点の記載は見受けられない。

V. 情報漏えい事案に関連する改正項目

前述のとおり、保険金不正請求事案や保険料調整行為事案とは別に、保険代理店において、保険契約者の個人データが、本人の同意なく他の保険会社に提供されたり、損害保険会社からの出向者を通じて出向元の損害保険会社に提供されたりする事案が発生した。大別して二種類の事案が発生しており、前述の個人情報保護委員会によるリリースによれば、その概要は以下のとおりである。

代理店事案	出向者事案
<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の損害保険会社の保険商品を取り扱う一部の保険代理店が、損害保険会社から保険契約の締結等の業務を委託されることに伴って取扱いを委託されていた、保険契約者の個人データ(契約者氏名、証券番号、保険料、契約した損害保険会社名等)を、本人の同意なく、他の損害保険会社に提供等した事案。 ● 保険代理店は、損害保険会社から委託された保険契約の締結等の業務上、保険契約者の個人データを当該保険契約の相手方である損害保険会社にのみ送信する必要がある。しかし、保険代理店は、損害保険会社ごとに個人データを分けることなく、複数の損害保険会社の保険契約者の個人データが記録された状態のファイルを、メールの宛先又はCCに複数の損害保険会社の従業員を含めて一斉に送信する等の方法で提供していた。 ● これにより、各損害保険会社は、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データを取得していた。 ● このような保険代理店による個人データの不適切な提供は、保険契約の締結の際や、保険契約の満期到来前に契約の更新漏れを防止するための連絡の際等に行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険会社から保険代理店に出向している従業員が、出向先の保険代理店(以下「出向先保険代理店」という。)が管理する、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等(契約者氏名、証券番号、保険料、契約した損害保険会社名、保険期間等)を、出向先保険代理店に無断で、かつ、本人の同意を得ることなく、出向元の損害保険会社(以下「出向元損害保険会社」という。)に対し、メール等により送付していたという事案。 ● これにより、出向元損害保険会社は、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等を取得していた。

上記の代理店事案及び出向者事案について、個人情報保護委員会によれば、下表の左記のとおり、事案の発生原因が分析されている。

出向者事案に対応するための改正として、監督指針改正案 Ⅱ-4-2-13(3)②が新設されたことは前述のとおりである。このほか、監督指針改正案 Ⅱ-4-5-2(1)の概要については、下表の右記のとおりであり、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直しの際に、銀行における顧客等に関する情報管理態勢についてなされた改正内容⁵⁸とほぼ同様であるが、監督指針改正案 Ⅱ-4-5-2(1)は、保険募集人の規模や業務特性に応じて、保険募集人に準用されていることから(監督指針 Ⅱ-4-2-9(2)参照)、代理店事案及び出向者事案への対応にも関連する改正であると思われる。

原因分析	監督指針改正案の内容
<p>① 代理店事案</p> <p>(1) 不適切な提供等を行った主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社は、より多くの保険契約の獲得を目指す観点から、多数の見込み客を有するディーラー等(ディーラーや中古車販売業を兼業する保険代理店)と代理店委託契約を締結しており、その結果、ディーラー等は複数の損害保険会社の乗合代理店となっている。 このような状況の下、乗り合っている損害保険会社とディーラー等の間において、他の損害保険会社の保険契約者の個人データを含め、ディーラー等における保険販売状況のデータが、当該代理店に乗り合っている損害保険会社に対し、共有される慣習が存在した。 <p>(2) 長期間発覚に至らなかった理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 各社報告によれば、代理店事案が長期間にわたり継続されてきたことは、個人情報保護法の理解不足又は規律の誤認が理由であったとされている。 一部には、複数の損害保険会社の個人データが一括で送付されることについて、「損害保険会社ごとに個人データを分けるべきではないか。」と疑問を持つ従業員もいたが、各社とも長期間にわたって行っており、組織として法令上の問題意識を持つに至らなかったため、是正につながらなかった。 <p>② 出向者事案</p> <p>(1) 不適切な提供等を行った主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社は、社員の人材育成やセカンドキャリアの形成を目的として、保険代理店に対する出向を推進してきた。近年では、乗合代理店の業務品質の向上や自社の保険商品の優先的な販売を期待して、出向 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督指針改正案 Ⅱ-4-2-13「(3) 出向の適切性に係る留意事項」では、保険会社が、自社の役職員の保険代理店に対する出向に関して、その適切性を判断・検証するに際して、<u>保険代理店の特性等に応じつつ、以下の①から④全ての点に照らして判断・検証しているかに留意すべきとされている。(再掲)</u> <ul style="list-style-type: none"> ① (省略) ② 出向先の保険代理店において、出向者が顧客等の同意なく当該保険代理店の顧客情報等(保険代理店が保険募集以外の事業を兼業している場合には、当該事業に係る顧客情報等を含む。以下同じ。)を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないことを確保しているか。また、その実効性について定期的に検証されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 出向者の職務が、保険募集に直接関与しない職務であっても、顧客情報等に接する可能性があり、顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないように留意する。 ③・④(省略) ● 監督指針 Ⅱ-4-5-2(1)について、以下の下線部が改正。 <u>「① 経営陣は、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則(以下「Need to Know原則」という。)を踏まえ、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立(部門間における適切な牽制の確保を含む。)、社内規程の策定、金融グループ内の他の金融機関</u>

⁵⁸ 2022年4月22日付け『金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)』等に対するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20220422/20220422.html>)別紙4及び別紙5参照。

原因分析	監督指針改正案の内容
<p>による保険代理店との関係強化を推進してきた。こうした経営戦略の下で、出向者は、出向元部署により人事評価が行われ、損害保険会社の業績への貢献を求められる場合があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出向者の中には、保険料収入の拡大のため、他社保険契約に係る情報や代理店内におけるシェアに関する情報の提供等により、少しでも自社の保険契約獲得に貢献することができれば、出向元から高い評価を受けられるかもしれないとの期待感を持つ者も少なからずいたものと推察されている。 <p>(2) 出向者事案が長期間にわたり継続されてきた理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 各社報告によれば、<u>出向者事案が長期間にわたり継続されてきた理由の大半は、出向者及び出向元損害保険会社における個人情報保護法の理解不足であったものと認められる。</u> 出向者の一部には、「前任出向者からの引継事項として継続したが、本来やってはいけないのではないかと疑問を持った。」「他の損害保険会社の個人データを授受することは不適切であると認識していたが、<u>出向元からの要請もあったため、出向元に情報を伝えることが自身の責務であると感じていた。</u>」との認識を持つ者もいたが、長年継続されてきたことである等の理由から、是正につながらなかった。 	<p>(持株会社を含む。)との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、<u>個人情報保護法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</u></p> <p>③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底(<u>アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等</u>)、内部関係者による顧客等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、<u>顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</u></p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。」</p>

VI. まとめに代えて

以上のとおり、監督指針改正案は、有識者会議報告書の内容に比重を置きつつも、監督指針の改正で対応可能と考えられていたところについて先んじて対応したものとなっている。「直ちに実現可能なものについては速やかに実施に向けた作業が進められること…を求めたい」とする有識者会議報告書の内容も踏まえると(有識者会議報告書 22 頁)、監督指針改正案は、改正保険業法及びその整備政府令等の施行に先駆けて適用される可能性もあると思われる。今後の動向に引き続き注視が必要である。

以上

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 村井 恵悟 (keigo.murai@amt-law.com)

弁護士 津江 紘輝 (hiroki.tsue@amt-law.com)

弁護士 高野 聖也 (seiya.takano@amt-law.com)

監修者： 弁護士 出張 智己 (tomoki.debari@amt-law.com)

 弁護士 福田 直邦 (naokuni.fukuda@amt-law.com)

 弁護士 若狭 一行 (kazuyuki.wakasa@amt-law.com)

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。